**（４）明らかガイドラインシート**

|  |  |
| --- | --- |
| 起票  部門長 | 起票  担当者 |
| 年 月 日 | 年 月 日 |
|  |  |

～核兵器等開発等省令第2号及び第3号若しくは核兵器等開発等告示第2号及び第3号

又は通常兵器開発等省令2号及び第3号若しくは通常兵器開発等告示第2号及び第3号に規定する

「明らかなとき」を判断するためのガイドライン（①～⑯、⑳）～

※ガイドライン⑰～⑲については、審査票（例示資料（２）－１）において審査する。

以下の各項目について、確認すること。なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、  
「－」に○をつける。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貨物等の用途・仕様 | ①輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。 例えば、当該貨物等の最終用途に関する情報を提供したがらない場合には、明確な説明はないものと推定する。 | はい・いいえ・－ |
| ②需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。  例えば、次のような場合は、合理的な理由はないものと推定する。  ・小さなパン屋が高性能のレーザーを数台注文する等、当該貨物等の性能が取引相手の業務内容に合っていない。  ・当該貨物等に関係する事業経験がほとんどない又は全くない。  ・当該貨物等の最終需要者が貨物運送会社となっている。 | はい・いいえ・－ |
| 貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件 | ③当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。 例えば、設置場所又は使用場所に関する情報を提供したがらない場合は、明確ではないものと推定する。 | はい・いいえ・－ |
| ④当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。 例えば、当該貨物等の最終用途に関する情報を提供したがらない場合には、用途に疑わしい点があるとの情報を有しているものと推定する。 | はい・いいえ・－ |
| ⑤当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。 | はい・いいえ・－ |
| 貨物等の関連設備・装置等の条件・態様 | ⑥当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。 | はい・いいえ・－ |
| ⑦当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の  組み合わせが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。 例えば、設備や原材料の組合せに関する情報を提供したがらない場合には、合理的・整合的ではないものと推定する。 | はい・いいえ・－ |
| ⑧異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。 | はい・いいえ・－ |
| ⑨通常必要とされる関連装置の要求がある。 | はい・いいえ・－ |
| 表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様 | ⑩輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。 | はい・いいえ・－ |
| ⑪製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。 | はい・いいえ・－ |
| ⑫輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。 | はい・いいえ・－ |
| 貨物等の支払対価等・保証等の条件 | ⑬当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示が  なされていない。 | はい・いいえ・－ |
| ⑭通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。 | はい・いいえ・－ |
| 据付等の辞退や秘密保持等の態様 | ⑮据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。 | はい・いいえ・－ |
| ⑯最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。 | はい・いいえ・－ |
| その他 | ⑳その他、取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して需要者からの明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。 | はい・いいえ・－ |